

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針

令和8年10月1日

宮崎県農業振興公社

1 基本方針

当公社は、採用活動等の機会において、求職者等が安心して活動できるよう、当公社の役職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切許容しません。違反者に対しては就業規則等に基づき厳正に対処します。

2 対象となる行為・対象者の定義

(1) 対象となる「求職者等」

当公社への求人応募者、就職説明会等の参加者、インターンシップ生

(2) 対象となる活動

対面での面接だけでなく、SNSやオンライン上でのやり取りを含む

(3) ハラスメントの形態

性別や性的指向・ジェンダーアイデンティティに関わらず、性的な事実関係を尋ねる発言、身体への不要な接触、性的な関係の強要、不適切な私的食事への執拗な誘い等

3 面談・コミュニケーションルールの厳守

採用面接や就職説明会、インターンシップ等を実施する際は、以下のルールを遵守します。

- (1) 面談の実施時間および場所の事前指定（夜間や密室での面談の禁止。原則、複数で対応。）
- (2) 連絡用SNS・連絡手段の指定および記録管理

4 相談窓口および事後対応

- (1) 相談窓口は当公社の総務企画課長となります。下記まで御相談ください。

電話：0985-51-2011 メールアドレス：som08@mnk.or.jp

- (2) 必要に応じ、大学等のキャリアセンターと連携した適切な情報共有・対応を行います。
- (3) 求職者等に対するパワーハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関する不適切な言動についても、同様に防止措置・注意払いの徹底を行います。

5 事業主・労働者の責務

相談者および事実確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護されます。

ハラスメントの相談を行ったこと、または事実確認等の協力を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを固く禁止します。